

# 外国為替及び外国貿易法の一部改正について

グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理をめぐる情勢の変化を受け、技術取引規制の見直しと、罰則強化等の措置を講ずる所要の改正を行う。

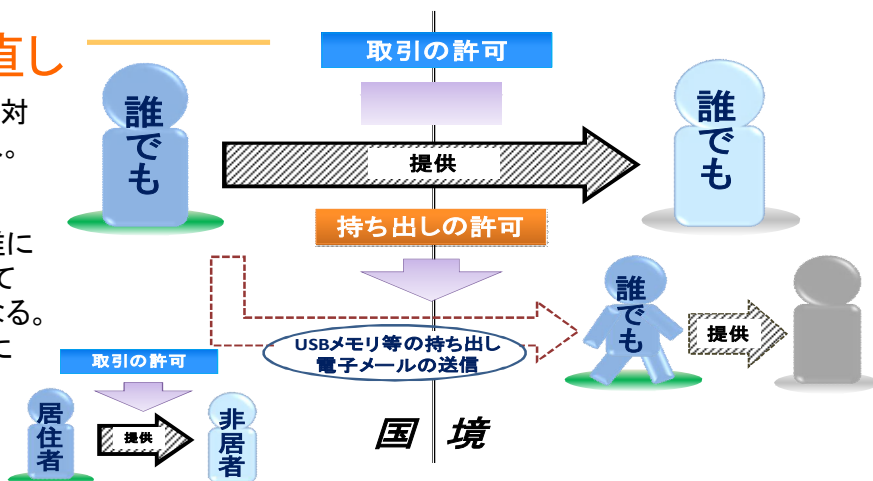
公布：平成21年4月30日

施行：平成21年11月1日（一部を除く）

## 技術取引規制の見直し

改正前は、居住者から非居住者に対して技術提供を行う場合が規制対象。

改正後は、これに加えて、誰から誰に対する提供であっても、外国に向けて技術を提供する場合は規制対象となる。  
また、技術を提供するために国外に技術を持ち出すこと自体が新たに規制対象となる。



Point!

技術を国外で提供するために持ち出す者は、技術を国外に持ち出す前に、いずれかの許可を受けなければならない。

Point!

国内にいる非居住者が、外国に向けて技術を提供する場合は、許可を受けなければならない。

## 輸出者等遵守基準

※平成22年4月1日施行

安全保障上機微な貨物や技術の輸出等を業として行う者等は、経済産業大臣が定める輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

### 【遵守基準で定める内容】

- ① 輸出管理の責任者を明確にすること。
- ② 関係法令の遵守を指導すること。
- ③ リスト規制品を業として輸出等する者は、その他適切な輸出管理を実施すること。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象となる）。

## 仲介貿易規制の見直し

仲介貿易取引の規制対象範囲を、貨物の売買に関するものから、貨物の売買、貸借又は贈与に関するものに拡大。

## その他の改正・罰則強化等

- 無許可輸出・取引に係る罰則水準の引上げ  
現行の〔5年以下の懲役 200万円以下の罰金〕から、最大〔10年以下の懲役 1000万円以下の罰金〕に。
- 不正な手段による許可等取得に対する罰則の新設
- 法人と自然人の時効を調整する規定の導入